

令和7年度 佐賀県消費生活審議会 議事概要

日時：令和8年3月18日（水）14：00～16：00

場所：アバンセ4階 第1研修室

【概要】

事務局から佐賀県における消費者行政の取組状況、第3次佐賀県消費者教育推進計画の実施状況等について報告を行い、委員との間で意見交換を行った。

【主な報告・意見交換内容】

1 消費者行政の取組について

事業者が自主的にセンターを訪問した際には、県消費生活センターに寄せられる相談内容を踏まえ、苦情の傾向や改善点をフィードバックしている。特に電気通信事業に関する契約トラブルが多いため、消費者への分かりやすい説明を求めている。

2 食品表示に関する苦情対応

食品表示法に基づき、表示基準への適合を確認しており、アレルギー表示漏れなど健康被害のおそれがある事案については、保健所が指導を行っている。食品表示に関する苦情は、消費生活センターの相談件数には含まれていない。

3 国の強化交付金の活用

高齢者や障がい者を対象とした見守り体制の強化を重視し、相談員人件費や人材育成にも活用している。今後も相談体制の維持・充実に努めていく。

4 障がい者の消費者トラブルへの対応

多重債務や詐欺被害が顕在化しにくい現状を踏まえ、消費部門と福祉部門が連携した見守りネットワークの構築を推進していく。

5 消費者教育の推進

出前講座や啓発活動について、地域や事業者等と連携しながら実施している。今年、最終年度となる第3次消費者教育推進計画について、取組を一層強化する。

6 次期計画（第4次計画）の策定

令和8年度前半に検討を開始し、秋頃に部会を開催した上で、年度末の策定を予定している。

【まとめ】

委員からは、相談対応体制の充実、関係部局との連携強化、効果的な啓発の必要性等について意見が出され、県として引き続き消費者行政の推進に取り組むことが確認された。